

つけましたか？ 住宅用火災警報器

やくみつる画



*平成22年4月1日から

今お住まいの住宅にも平成22年4月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となります。詳しくは、お近くの消防署、消防分署、消防出張所まで

どこに設置するの？

すべての部屋、台所、階段に設置が必要です。
(浴室・トイレ・洗面所・納戸などは含まれません。)

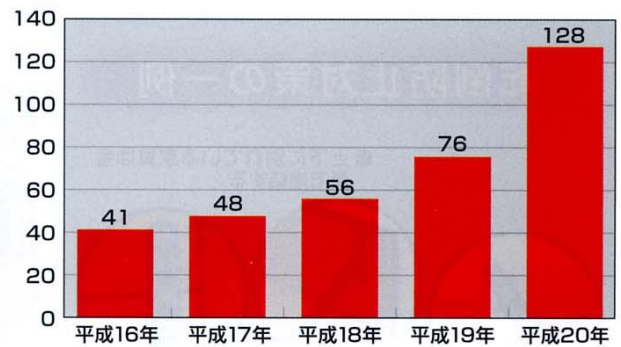


煙式



熱式

火災の拡大を未然に防いだ事例報告が増加しています



奏功事例 住宅用火災警報器が命を救いました！

アパートの一室に住んでいた78歳の男性は、寝たばこをしまい布団から火災が発生したのに気付かず寝ていました。隣室の男性が、警報音にあわせて「火事です！火事です！」という音声が鳴っているのが聞こえたので、119番通報しました。駆け付けた消防隊により火元の男性は救助され、火災もぼやで済みました。



住宅用火災警報器購入の際は、悪質販売に注意しましょう

東京消防

検索



モバイルホームページへは
こちらからもアクセスできます

問い合わせ先